

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします

12月に入り、寒さが一段と厳しくなりました。  
体調管理に気を付けて、元気に新年を迎えましょう！



## ～給与明細書の見方～

今年度のスクールサポート便りでは、給与明細書の見方について特集しています。  
第7回目は今年度の12月給与明細で注目していただきたいポイントを4点お伝えします。

### 【ポイント①：人事院勧告による給与月額改定】

令和7年度人事院勧告により、令和7年4月にさかのぼって市町村立学校職員の給与月額（基本給）が改定されることとなりました。

今月の「給料計」には、以下の額が表示されています。

- 「改定後の基本給（12月分） + 4~11月分の基本給の差額」

### 【ポイント②：期末勤勉手当】

12月10日に期末勤勉手当が支給されましたが、令和7年度の期末勤勉手当支給率改定により増額された0.05月分の額が12月例月給与にて支給されます。

今月の「期末手当」および「勤勉手当」の和は、以下の額となります。

- 「新しい給料に基づいた期末勤勉支給額 - 期末勤勉手当既支給額 = 今回支給額  
(改定後給与額4.65か月分) - (改定前給与額4.6か月分)」

### 【ポイント③：通勤手当の改定】

令和7年度人事院勧告により、令和7年4月にさかのぼって通勤手当が改定されることとなりました。

片道20km以上の人には手当額が通勤距離区分ごとにそれぞれ改定されています。詳細は別紙の表をご覧ください。

今月の「通勤手当」には、以下の額が表示されています。

- 「改定後の手当（12月分） + 4~11月分の手当の差額」

## 【ポイント④：年末調整】

年末調整とは、毎月の給与から源泉徴収した所得税の合計額と、本来1年間（1月1日～12月31日）に納めるべき正確な所得税額との差額を精算する手続きのことです。

年末調整により、年間の給与総額から計算される税額と徴収済みの税額との差額になります。

差引超過額はマイナスの値が表示されます。

差引不足額は今月支払う税額が表示されます

今回、徴収される税額は給与明細の「所得税」の項目に表示されています。年末調整表と共にご確認ください。

また、先生方の申告にもとづいて、12月の給与において行っています。誤りや、申告書提出後に配偶者、扶養親族等に異動がありましたら再調整が必要です。各校の事務員まで速やかにお声がけください。

12月の給与明細は、年末調整や給与改定により内容が複雑ですので、疑問点や知りたいことがある場合は事務室までお尋ねください。



## 〈令和8年師走祭りについて〉

令和8年1/16（金）から1/18（日）の3日間の日程で、南郷地区の神門神社を中心に行われます。

このお祭りでは、南郷地区神門神社（禎嘉王）と木城町比木神社（福智王）に祀られている百濟王族親子が年に一度、対面します。

比木神社から神門神社まで約23里（約90km）におよぶ道を巡行し、3日間過ごす全国的にも珍しい形式の祭りです。

また、それぞれの地域に「禎嘉王」と「福智王」の踊りもあるようです。

ぜひ、足を運んでみてください。

※天候等の影響により一部変更となる場合がございますので、ご注意ください。

### 美郷町スクールサポート便り・HPのアンケートについて

9月号から、より読みやすく、わかりやすく、様々な情報をお届けするためにアンケートを実施しています。

回答にご協力いただいた方、ありがとうございました。

今月も下記のURLか右のQRコードより回答していただければ助かります。

ご協力よろしくお願ひいたします。

URL: <https://forms.gle/1Aegi2cGJrS1rWnR6>

